

春日部市・宮代町・杉戸町合併研究会規約

(設置)

第1条 春日部市、宮代町及び杉戸町（以下「1市2町」という。）の合併について研究するため、春日部市・宮代町・杉戸町合併研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究会は、1市2町の合併に関する次の事項について調査、研究するものとする。

- (1) 合併協定書（素案）に関すること。
- (2) 新市基本計画（素案）に関すること。
- (3) 各種事務事業の調整方針（素案）に関すること。
- (4) その他合併の研究に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げるメンバーをもって組織する。

- 2 研究会に座長及び副座長2名を置く。
- 3 座長は宮代町副町長、副座長は春日部市総合政策部長及び杉戸町総務財政調整幹をもって充てる。
- 4 座長は、必要があると認められるときは、メンバー以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 研究会の会議は、座長が招集する。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、宮代町総務政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年11月27日から施行する。

別表

春日部市	
1	総合政策部長
2	総合政策部次長
3	総合政策部参事兼政策課長
4	政策課主幹
宮代町	
1	副町長
2	総務政策課長
3	総務政策課改革推進室長
4	総務政策課主査
杉戸町	
1	総務財政調整幹
2	秘書政策課長
3	行政改革推進室長
4	行政改革推進室主査